

報告第1号

専決処分の承認について（大和州市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和州市税条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

令和7年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第11号

### 大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第13項第9号中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第31条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。